

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の調査項目、調査期日の変更等について

平成25年7月5日
総務省自治行政局住民制度課

現在

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

○調査目的：地方公共団体等において、住民基本台帳事務の参考とするため

○調査項目：下表参照 ○調査期日：3月31日現在

経緯

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）（関係要旨）

住民基本台帳に基づく人口等の調査に関して、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。

①集計の充実（1才毎人口、世帯主との続柄別人口等）②作成時期（現行3月末）の見直し



対応

統計専門機関等から意見を聴取し、市区町村へ照会した結果を踏まえ、以下のとおり対応することとした。

※ 市区町村には、平成22年度から逐次変更準備を周知し、現在、H25. 3. 31現在調査データを集計中

1 調査項目 市区町村の意見も踏まえ、主に外国人住民に関する項目を拡充(H25. 3. 31現在調査から)

- ※1 外国人住民(以下、「外国人」という。)については、平成24年7月から住民基本台帳法の適用対象となった。
- ※2 1才毎人口、世帯主との続柄別人口等の項目については、市区町村におけるニーズ、職員の事務負担、システム改修の面から市区町村の賛同が得られなかったため、追加しないこととした。

2 調査期日 市区町村の意見も踏まえ、現行の3月31日現在から1月1日現在へ変更(H26. 1. 1現在調査から)

※ 移行時の調査結果公表に当たっては、基本項目について、H25. 1. 1現在数値との比較ができるよう工夫する。

	変 更 前	変 更 後
調査期日	毎年3月31日現在 ※業務終了時現在	毎年1月1日現在 ※午前0時現在
調査項目	日本人の人口(男女別、市区町村別、5歳毎年齢別)	同左
	—	外国人の人口(同上)
	日本人の人口動態(出生者数、死亡者数、転入者数、転出者数、転入・転出以外の住民票記載・消除者数) ※期間:4/1～3/31	左記に加え、国内・国外別の転入者・転出者数、帰化等別のその他記載数・消除数を追加 ※期間:1/1～12/31
	—	外国人の人口動態(同上)
	日本人の世帯数(日本人と外国人との世帯を含む)	日本人のみの世帯数、日本人と外国人との世帯数を各々集計
	—	外国人のみの世帯数

(注)変更後の調査期日、調査項目となるのは、H26. 1. 1現在調査以降から(H25. 3. 31現在調査は、変更後の調査項目で実施。)